

## 高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務仕様書

1 業務名 高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務

2 業務目的

本事業は、町内観光施設最大のコンテンツである「高森湧水トンネル公園」トンネル内部のリニューアルを行うことで、湧水トンネル公園入場者数を増加させるとともに、本町への観光入込客数増大を目指すものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和 5年 2月 20日まで

4 工事期間

トンネル内での工事はイベント期間を除くが、担当課と協議の上決定する。

- ・七夕まつりは7月～9月（予定）
- ・クリスマスファンタジーは12月（予定）

5 業務内容

高森湧水トンネル公園トンネル内部に、より有効な誘客の目玉となる機材等を企画・提案し、以下の事業について委託することとする。

<機材等の設置>

①高森湧水トンネル入り口から約500m付近を中心とした、誘客への訴求効果が高いと判断される機材等の設置

※予算の範囲内での事業展開が可能なものがあれば企画書へ記載すること。

②①の事業にあたっては、以下に留意すること。

- ア 高森湧水トンネル内は湿気が高く、石灰分晶出もある点に留意し、機材等の設置を行うこと。
- イ 機材等の耐用年数、設置後のランニングコストについて明記すること。  
※ランニングコストが不要の場合、故障に対する保障期間を設けること。
- ウ 機材等の設置に伴う工事期間も、トンネルの入園者に対して動線を確保すること。

6 業務実施体制

本事業の実施にあたり、当該事業の進捗管理、課題管理等を行うプロジェクトリーダーを配置するとともに、作業工程表を作成し、提出すること。

7 業務完了後の提出書類等

受託者は、本業務完了後、令和 5年 3月 17日までに以下の (1)及び (2)の書類を提出すること。

(1) 以下、①及び②の内容を含む実績報告書

- ①業務の実施期間及び実施内容
- ②その他、業務の実施状況

(2) 委託業務完了届

## 8 支払条件等

本業務委託契約締結後、本業務に係る経費を下記に基づき支払うものとする。

- ①前払金…業務着手時に契約金額の40%相当額を支払う
- ②完成払金…業務完了時に契約金額の60%相当額を支払う

## 9 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 個人情報の取扱い

受託者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、及び高森町個人情報保護条例（平成17年高森町条例第2号）に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に努めること。

### (4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (5) 著作権に関する事項

ア 本事業により新たに発生した著作権は町に帰属することとし、町は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

イ 受託者は、本事業の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこととする。

## 10 不当介入における通報義務

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等反社会団体から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、町に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 10 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、町の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、町と十分協議したうえで行うこととする。